

# 学費返金規定

## 1. 留学ビザ所持学生に対する学費返金規定

### (1) 初年度学費の返金

#### 1) 選考料及び入学金

選考料は入学選考及び留学ビザ申請の対価であるため返金をしない。入学金は、入学希望者への学籍確保及び受入れ準備に係る一連の事務作業等への対価であるため、入学の有無を問わず返金をしない。

#### 2) 授業料、その他

- ① 入学キャンセル、或いは中途退学の場合、辞退届(退学届)が出された時点によって、返還内容及び条件を定めるものとする。
- ② 中途退学の場合、退学届が出された学期分以降の学費の70%を返還対象とする。但し、在籍期間を問わず、初期6か月分の学費の返金はしない。
- ③ 返金の際にかかる金融機関の振込手数料は、すべて受取人の負担とする。
- ④ 内容によって事務手数料等を発生させるものとする。

ア) 査証取得前 : 選考料、入学金及び振込手数料を引いた金額

- ① 条件 : 入学許可書、在留資格認定証明書の返却
- 事務手数料 : なし

イ) 査証不許可 : 選考料、入学金及び振込手数料を引いた金額

- ① 条件 : 入学許可書の返却、査証不許可事実の確認
- ② 事務手数料 : なし

ウ) 査証取得後、来日前 : 選考料、入学金、振込手数料、事務手数料及びキャンセル料を引いた金額

- ① 条件 : 入学許可書返却、留学ビザの取り消し事実の確認
- ② 事務手数料及びキャンセル料 : 100,000 円

エ) 来日後、授業開始前 : 選考料、入学金、振込手数料、事務手数料及びキャンセル料を引いた金額

- ① 条件 : 完全帰国等留学の在留資格消失の確認
- ② 事務手数料及びキャンセル料 : 100,000 円

オ) 来日後、授業開始後(中途退学) :

初期 6 か月分の学費を除いた未受講学期分の70%から、事務手数料及び送金手数料を引いた金額

- ① 条件 : 退学後 1 ヶ月以内に帰国し、留学の在留資格が消失したことの確認。  
或いは新たな在留資格(留学以外)の取得の確認  
(但し、退学後 1 ヶ月以内に在留資格変更申請を行っていること)
- ② 事務手数料 : 22,000 円

(2) 2 年目以降の中途退学による学費の返金

退学届が出された学期分以降の授業料等を返還対象とし、そこから事務手数料及び送金手数料を引いた金額

- ① 条件 : 退学後 1 ヶ月以内に帰国し、留学の在留資格が消失したことの確認。  
或いは新たな在留資格(留学以外)の取得の確認  
(但し、退学後 1 ヶ月以内に在留資格変更申請を行っていること)
- ② 事務手数料 : 22,000 円

(3) 進学による中途退学

(※但し、進学に他の日本語教育機関への転校は含まず。転校は返金対象から除外とする。)

1) 1 年未満の在籍者

中途退学と見なし、同様の返還規定を適用する。ただし、入学申請時に事前許可を得ている場合は、その限りではない。

- ① 条件 : 進学先の在籍証明、或いは学生証の確認
- ② 事務手数料 : 22,000 円

2) 1 年以上の在籍者

退学届が出された学期分以降の授業料等を返還対象とし、そこから事務手数料及び送金手数料を引いた金額

- ① 条件 : 進学先の在籍証明、或いは学生証の確認
- ② 事務手数料 : 22,000 円

## 2. 短期コース学生に対する学費返金規定

返金に伴う金融機関の振込手数料は、すべて受取人の負担とする。

### (1) ビザ免除措置国

#### 1) 授業開始日前の入学辞退

入学許可書の返却後、入学金と振込手数料を差し引いた金額を返金する。

#### 2) 授業開始後の中途退学

授業参加の有無を問わず学費等を返金しない。

### (2) 短期コースに入学するため、査証が必要である場合

#### 1) 査証取得前

査証申請書類及び入学許可証を返却後、入学金と振込手数料を差し引いた金額を返金する

#### 2) 査証取得後、来日前

入学許可証を返却後、査証の未使用かつ査証の入国期限が過ぎたことを確認後、入学金と振込手数料を差し引いた金額を返金する。

#### 3) 査証取得後、来日後

授業参加の有無を問わず一切返金しない。

#### 4) 査証不許可の場合

入学許可証を返却し、パスポートのページから査証が不許可であった事実を確認後、入学金と振込手数料を差し引いた金額を返金する。

## 3. 学費返金対象除外事項

### (1) 退去強制処分や除籍処分

退去強制処分や除籍処分となった学生に対しては学費返金をしない。

### (2) 転校

他の日本語教育機関に転校した学生に対しては学費返金をしない。

### (3) 出席不良者

出席の勧告をしたにも関わらず、改善が見られなく在籍期間中の平均出席率が80%未満である学生、或いは月の出席率が50%未満を記録し、入国管理庁への報告対象学生への学費返金は行わない。

(4) 来日が遅れた場合

未受講分の授業料の返金を行わない。

4. 免責事項

天災、事故、感染症、交通機関のストライキや気象状況等で交通機関が止まる恐れがある時など、やむを得ない事情で授業を中止する場合は免責とし、その分の授業料の返金を行わない。

改正)

2019年11月01日

2019年11月19日

2021年04月08日

2021年10月08日